

総務委員会会議録

1 期 日 令和3年11月30日(火)

2 会 場 第3委員会室

3 開会時刻 午前 9時53分

4 閉会時刻 午前10時21分

5 出席者 委員長 寺田 幸弘 副委員長 藤澤 恭子
委員 松本 均 委員 山本 行男
委員 鈴木 久裕 委員 鷺山 記世

(当局側) 理事兼総務部長、参与兼監査委員事務局長、所管課長

(事務局) 議事調査係 山崎貴哉

6 審査事項

- ・議案第133号 掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- ・議案第134号 掛川市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部改正について
- ・議案第135号 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- ・議案第136号 掛川市職員の給与に関する条例等の一部改正について

7 会議概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和3年11月30日

市議会議長 松本 均 様

総務委員会委員長 寺田 幸 弘

議 事

午前 9時53分 開議

○委員長（寺田幸弘君） 定刻の時間より少し早いですけれども、全員集まりましたので、始めさせていただきます。

ただいまから総務委員会を開会いたします。

定例会におきまして当委員会に付託されました議案は、議案第 133号 掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正をはじめとして全 4件であります。よろしく御審査をお願いいたします。

それでは、諸般の報告として 4点申し上げます。

初めに、草賀委員におきましては、所用により委員会を欠席する旨、届け出がありましたので、報告いたします。

次に、本日、傍聴の申し出がありましたので、御報告いたします。

次に、発言の際には挙手の上、委員長の許可を得てから、必ず自席のマイクのスイッチを入れてから発言するようお願いいたします。

続いて、質疑においては説明を求める場合、まずは議案のページを示し、疑問点を明瞭に発言することとし、答弁も簡潔に分かりやすくお願いし、一問一答方式でお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

まず、議案第 133号 掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、行政課から説明をお願いいたします。

熊切行政課長。

○委員長（寺田幸弘君） ただいまの行政課の説明に対する質疑をお願いいたします。

質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘君） それでは、委員間討議をお願いいたします。

意見のある方はお願いします。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘君） ないでよろしいでしょうか。

以上で討議を終了します。

以上で委員間討議を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘君） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第 133号 掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（寺田幸弘君） ありがとうございます。

当委員会に付託されました議案第 133号については、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 134号 掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、引き続き行政課から説明をお願いいたします。

熊切行政課長。

○委員長（寺田幸弘君） ただいまの行政課の説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘君） それでは、質疑を終結いたします。

それでは、委員間討議をお願いします。

意見のある方はお願いします。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘君） 以上で討議を終了します。

以上で委員間討議を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘君） それでは、採決に入ります。

議案第 134号 掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（寺田幸弘君） ありがとうございます。

当委員会に付託されました議案第 134号については、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 135号 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、引き続き行政課から説明をお願いいたします。

熊切行政課長。

○委員長（寺田幸弘君） ただいまの行政課の説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘君） それでは、質疑を終結いたします。

それでは、委員間討議をお願いします。

意見のある方はお願いします。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘君） 以上で討議を終了します。

以上で委員間討議を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘君） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第 135号 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（寺田幸弘君） ありがとうございます。

当委員会に付託されました議案第 135号については、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 136号 掛川市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

それでは、引き続き行政課から説明をお願いします。

熊切行政課長。

○委員長（寺田幸弘君） ありがとうございます。

ただいまの行政課の説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） まず最初に、先ほど本会議場で議案質疑のあった内容から確認をしたいと思いますが、国公との差について、かいつまんで言うと、今年退職する職員については国公の職員よりも不利ですよ。それから、次の説明がよく分からなかったんだけど、著しく負担が大きくなるという説明だったんですけども、新しく入ってきた職員等が不利益を被るかのような発言でしたが、そのところをもう一度御説明願いたい。

○委員長（寺田幸弘君） 熊切課長。

○行政課長（熊切紀和君） まだ国の対応について明確なことが分からないのですが、令和 4年 3月までに退職する職員について掛川市では、この条例を改正することによって12月期の期末手当で減額をいたします。ただ、こちらについては、もし 6月にとということになりますと、不利益不遡及という原則がありますので、そのところで国がどう対応するかというのがまだ今のところこちらでは明確に分かっていないという、その差が出る可能性があるということです。

それと、来年6月について 0.075と合わせると 0.225月分の減額になるということなんですけれども、今回、掛川市の場合は12月期に減額いたします。令和 4年度については、6月と12月で平準化しますので、当然 6月期のほうも去年の 6月に比べて少し下がることになります。国のように今回の減額分を 6月期に持っていきますと、さらに減額幅が広がりますということにして、試算によると、一般行政職の40歳で奥さんとお子さんが 2人いるという場合なんですけれども、今年の 6月期、支給率が 1.275なんですけれども、この場合が51万 8,937円という計算になります。今回減額した場合は、48万 8,411円で、約 3万 500円ぐらいの減額になりますが、国と同じように減額すると、そこで約 9万 1,500円ということで大減額になります。6月のボーナスで大きな負担が生じますよと、いうことであります。

以上です。

○委員長（寺田幸弘君） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） ただ、それは一遍に引くんで、負担感は増すけれども、実質不利益を被るということじゃないですよ。

○委員長（寺田幸弘君） 大石部長。

○理事兼総務部長（大石良治君） もう一つ、昇格、昇給の関係がございます。今現在、例えば主幹でいたときの給料から課長職になった、もしくは主任から主査になったということで行きますと、先ほど行政課長が言いましたように、12月減額分の金額をそのままのベースで持っていく場合と、

普通、人事院勧告は、その時の給料に支給率を乗じて計算しますので、そこに不利益が必ず生じてくるのではないかという憶測もしています。通常でいきますと、ボーナスはある金額、20万円掛ける1.5月というのが今度は昇格して22万円掛ける1.45月になったときに不利益は生じるじゃないかと、そういった部分の減額も考えられるのではないかと。組合との交渉のときもそういう話もありましたし、あと、ローンを組んでいる職員なんかもあるわけなんですけど、一気に予定していた金額から大幅に下がるのはつらいということも組合の折衝で言っていますので、これもある意味、不利益というような形であります。一時は、給料からも引こうかと。そうしますと、ローンを組んでいる、ましてやそこで引くとマイナスになるという人もあり得るのかもしれませんが、そういった意見も4回の交渉のときには組合側からもありましたので、そういったことも話し合いの中で妥結をしているということで、我々は理解しております。

以上でございます。

○委員長（寺田幸弘君） よろしいでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 昇格した職員について、そういう可能性があるというのは分かるんですけども、ただ、退職する職員について、完全に掛川の職員は国の人たちに比べて損をする、損をするということはないけれども、支給額が減額してしまうわけですね。その辺りについては、組合との交渉の中でどんな話し合いが行われたのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○委員長（寺田幸弘君） 退職職員に対する考え方ですね。よろしくお願いします。

熊切課長。

○行政課長（熊切紀和君） 退職する職員に関しては、特に話題には上がっていないんですけども、国との違いについて、まだ国がどうやるかというのが正直はっきりしないので、この後、国の方針が示されたときに、状況が変わったときには必ず組合との協議を行うということで担保しております。

○委員長（寺田幸弘君） よろしいでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 今、話し合いをするということですけども、仮にこの12月期に実施した掛川市と国公とについて、不利益が出た場合についての補償というか、その辺りについては道を残すという交渉なのか、その辺りについてはどうですか。

○委員長（寺田幸弘君） 熊切課長。

○行政課長（熊切紀和君） 近隣市の状況も踏まえまして交渉したいと思いますので、総合的な判

断になります。この場で補償するかしないかということも言えないですし、その可能性があるかな
しかも、今のところちょっとそこは御容赦いただきたいと思います。

○委員長（寺田幸弘君） よろしいでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） そこについては、全く損をしても我慢してくださいで終わっちゃう可能性
もあるということですね。

○委員長（寺田幸弘君） 大石部長。

○理事兼総務部長（大石良治君） 組合との交渉は妥結で終わっております。先ほどの退職者につ
いての話し合いはなかった。これも事実でございます。したがって、私どもは組合の妥結を得
たならば、あと地域のこと、地域の原則ということで、地域事情、これ今ですね、均衡の原則とい
うのがあります。今、給付金等を中小企業、もしくはそういったところに給付をしております。こ
ういったアンケート結果、こういった部分も踏まえて、地域の実情と地場産業の景況、経済状況、
こういったものを踏まえての措置でございますので、過去に管理職手当を減額したことがありまし
た。先ほど言いました、委員からもかなり質問をされましたが、そういったことがその次に来ます。
ですので、私どもはあくまでも状況の関係を踏まえた中で判断をして、組合とも交渉し、妥結をし
ました。その後、地域の経済状況、均衡の原則をもって、この決断をしております。

したがって、今のままでいきますと、私も退職になりますが、その分の金額数万円は返って
こないのではないかということでもあります。組合の中からそこに関する質問や要望等については聞
いておりませんが、行政課長が言ったように、そのところの不利益を 4月以降に退職者に支給す
るということは過去にはございませんので、それについては今のところ話し合いはされておりませ
ん。それよりも地域の実情、均衡の原則のほうが勝るという判断での上程ということで御理解いた
だきたい。

○委員長（寺田幸弘君） 大石総務部長の説明でよろしいでしょうか。

ほかに質問ありますでしょうか。

○委員（鈴木久裕君） ではもう一個最後に。

○委員長（寺田幸弘君） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 組合とは妥結しているということでしたけれども、先ほどの国公との状況
の変化があった場合は必ず交渉するところの条件だと。そのほかに全く条件等はないのか、
その辺を教えてください。

○委員長（寺田幸弘君） お答えしていただけますでしょうか。

大石総務部長。

○理事兼総務部長（大石良治君） ほかにも職員の勤務条件についての話し合い、そういう意味でしょうか。

○委員（鈴木久裕君） これに関連して勤務条件の話が出たのかどうか。今回の交渉についての妥結の内容とといいますか、条件というか。

○理事兼総務部長（大石良治君） まず、このボーナスの関係については妥結をいただいております。そのほかに数点、勤務条件等とか手当の関係、こういったものも含め。あと一つは、今現在やっておりますノーネクタイ、軽装化、これについてはもうある意味、実施をさせていただいております。組合要望ということでもありますので。おおむねこういったものについては、昔から継続している部分もございますが、新たな部分については、市長団交も11月19日にありまして、ほぼ決定をしている方向で、いい方向で進んでいるということでもございました。

○委員（鈴木久裕君） ありがとうございます。

○委員長（寺田幸弘君） よろしいでしょうか。

そのほか質問ありますでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘君） それでは、質疑を終結いたします。

それでは、委員間討議をお願いします。

意見のある方はお願いします。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 組合については、対象の職員については市長も出席した団交で妥結しているということでもありますので、明らかなのは、今年退職する職員が国公よりも不利益を被る。このところについては、市が何らかの検討をすべきじゃないかというのは申し上げたいと思っています。

○委員長（寺田幸弘君） ただいまの鈴木委員の御意見でございますが、今年退職される職員の方、退職された場合、不利益を被るんじゃないかということで、その件につきまして、討議をお願いいたします。

藤澤副委員長。

○副委員長（藤澤恭子君） おっしゃるとおりかなとも思いますし、一部これがある意味、職員の中の公平性を保つという部分でもあるのかなという両面を持っているかと思います。国が今後いつの段階でどのような方針が出るかというのがまだこれからということが一番問題ありますけれども、

ここが示されてから、またこのところは協議があるのかなとは思っておりますけれども、今の段階ではこれが一番総合的な判断で、この状況かなというところでございます。

○委員長（寺田幸弘君） そういう御意見でございます。

ほかにありますでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 今のことです、藤澤副委員長もおおむねということでありましたので、委員長報告の中でこういったことを入れていただければありがたいなと思います。

○委員長（寺田幸弘君） 委員長報告の中にこういったことについて考えていくべきじゃないかということを加えていただきたいということ、そういうことでよろしいでしょうか。

○委員（鈴木久裕君） はい。

○委員長（寺田幸弘君） ほかにありますでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘君） 以上で討議を終結いたします。

委員間討議を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘君） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第 136号 掛川市職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（寺田幸弘君） ありがとうございました。

当委員会に付託されました議案第 136号については、全会一致にて原案のとおり可決することとすべきものと決定いたしました。

以上で総務委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

その他、皆さんからございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘君） 以上で総務委員会を終了いたします。

御苦労さまでございました。

午前10時21分 散会